

令和5年2月24日

【四辻企画専門官】 大変長らくお待たせいたしました。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第23回都市計画基本問題小委員会を開催させていただきます。私、事務局を務めさせていただきます都市局都市計画課の四辻でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、15名中11名の委員に御出席いただき、うち7名はWEBにて御出席いただいております。出席委員につきましては、お手元の座席表をもって説明に代えさせていただきます。

今回よりペーパーレス推進という観点から、紙での一部の資料は配付させていただきますが、基本的にはタブレットとPCでの資料閲覧とさせていただきます。

また、本日はWEB併用の会議開催となりますので、WEB参加の委員におかれましては、事前に送付させていただいた注意事項について御確認いただければと存じます。

会場におられる委員におかれましては、御発言される場合には、机上のネームプレートを立ててお知らせいただくようお願いいたします。

最後に、本日は速記業者による記録とteams上の録画・記録機能を使用させていただきますので、御了承いただけたらと存じます。

それでは、これより議事に入ります。プレスの方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、委員長にお願いできればと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 承知いたしました。皆さんどうもこんにちは。お忙しい中をありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

今日の議事は、「中間とりまとめ（案）」を出していただいておりますので、それに対して御審議いただくということになっております。あともう1回恐らく予定としてはあると思いますので、今回はまだ忌憚のない御意見を頂けるとと思いますので、よろしくお願いいたします。

たします。

それでは、最初、事務局よりこの骨子（案）の御説明をお願いいたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 都市計画課の後藤です。

それでは、資料1「中間とりまとめ骨子（案）」について、かいつまんで御説明いたします。

全体の目次を1、2ページに記載しております。大項目のローマ数字で、Ⅰ．「検討の経緯」、Ⅱ．「中間とりまとめの全体像」、Ⅲ．「取り組むべき施策の背景・現状と今後の対応の方向性」、Ⅳ．「今後、さらなる検討が必要な事項」としております。このうち、ローマ数字Ⅲについては、御審議いただいたテーマを基に、6つの柱に分け、委員の皆様からの御意見を基に対応の方向性をお示ししております。

それでは、3ページから中身に入らせていただきます。まず、ローマ数字Ⅰ．「検討の経緯」です。（1）として過去の小委員会における検討の状況、（2）として中間とりまとめに至るまでの検討の経緯を事実関係として整理しております。

ローマ数字Ⅱ．「中間とりまとめの全体像」に入ります。

今回の審議を包括する内容として、都市が人口や産業の集積のメリットを生かして経済性を高めてきた一方、昨今の社会経済状況の変化により、「密度の経済性」の観点から危機にさらされていること、また、都市の在り方と密接な関わりがある地球環境規模の課題があることを述べつつ、この状況を打開していくためには、中間とりまとめでお示しする対応の方向に基づき、デジタル技術の活用など、新たな動きも取り込みながら各種取組を進めることが有効であると位置づけております。

4ページでございますが、4行目から記載のとおり、取り組むべき施策の構成については、先ほど申し上げたとおり、御審議いただいたテーマを基に6つの柱として整理しております。下に続く記載は、施策の対応の方向性をまとめた内容としており、ここに目を通していただければ大枠をつかめるようにしております。今回は、各施策の内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

5ページを御覧ください。施策の背景ごとに、今後の対応の方向性を中心に御説明をいたします。時間の関係もありますので、背景・現状の部分は説明を省略させていただきたいと思います。

まず、1つ目の柱である「都市構造の高質化・多様化」についてです。コンパクトなまちづくりと都市空間全体の土地利用について、車の両輪として市町村に取り組んでいただ

く必要があるとの考えから、同じ柱でまとめております。

都市構造の「軸」と「拠点」（コンパクト・プラス・ネットワーク）の高質化・多様化につきましては、今後の対応の方向性として、6ページからお願いいたします。

まず、1) 都市の骨格となる公共交通軸の確保のために、1点目、都市圏全体で多極・多層のかつ集約型の都市構造の実現に向けて、公共交通軸の確保と拠点整備等に係る取組を一体的かつ即地的・具体的に立地適正化計画に定め、施策展開をするべき。その際には、公共交通軸の取組を中長期を射程に入れた立地適正化計画へ明示的に位置づけることによる効果を考慮しながら検討すべき。

2点目、都市中心部のみならず、住まい近傍の拠点においても公共交通軸の形成と連携しながら、魅力的な空間形成を図るための取組を推進することが重要。

3点目、立地適正化計画と公共交通に係る計画の一体的な策定や、公共交通軸の確保と連動したまちづくりの取組を促すために、国において、地方公共団体に対する情報提供や支援の在り方を検討することが重要。

2) 公共交通軸と連携した地区内交通と魅力的な空間形成に向けては、拠点内の回遊性や滞在性を向上させることが必要であり、その際には、コンパクト・プラス・ネットワークの取組と連携して、ウォークアブル空間の形成や新たな駐車場施策など、地区レベルでのきめ細やかな空間づくりを戦略的に進めることが重要。なお、自動運転などの新技術や新たなモビリティに対応した都市施設の在り方についても、一体となって検討することが必要。

3) 多極・多層のかつ集約型の拠点における都市機能誘導区域・誘導施設の設定に向けては、目指す集約型都市構造からの乖離に留意が必要なものの、多極・多層のかつ集約型の都市構造に沿った区域設定や、立地適正化計画に基づく届出・勧告制度の円滑な運用により、公共交通軸上の拠点周辺への都市機能誘導や居住誘導を推進すべき。

4) 公共交通軸と連携した拠点としての産業・雇用の場の位置づけに向けては、1点目、立地適正化計画において、必ずしも考慮すべき事項として明示していないものの、公共交通軸と一体的に立地適正化計画に位置づけることは、公共交通軸の確保に当たっても重要。

7ページに入っておりますが、2点目、その際、立地適正化計画に位置づけることによる将来にわたる継続性・安定性といった事前明示性の効果を踏まえることが重要。

5) 都市経営の視点からの適切な目標設定に向けては、1点目、コンパクト・プラス・ネットワークの取組による政策効果を踏まえつつ、市町村がどのような都市課題の解決を

立地適正化計画により図りたいのかというまちづくりの目標に沿って適切に設定することが重要。

2点目、目標設定に際しては、既存の評価マニュアルなどを活用し、現状維持にとどまらない適度な目標設定が図られるよう、周辺市町村などとも必要に応じ連携することも重要。

3点目、動的かつ経時的変化を踏まえたデータも活用しながら、目標設定や評価を行うことが必要。

4点目、国においては、こうした取組が着実に進むよう、適切な目標設定を通じて実効的な取組を行っている事例やDX等を活用した事例など、地方公共団体に対して一層の情報提供を推進することが必要。

(2) 市町村域全体の観点からの土地利用についてに移ります。7ページの下から2行目の今後の対応の方向性として、1点目、さらなる人口減少等が見込まれる中、多様化する地域ニーズに適切に対応しつつ、多極型のコンパクト化を進めるためには、市街地内外を一体として捉え、市街地内の魅力のみならず、市街地外も含め、都市空間全体に目配りした、メリハリある土地利用コントロールを導入することが効果的。

8ページに入っておりますが、2点目、その際には、地域の成り立ちや地域構造等、個々の地域の状況を踏まえた検討に加え、農政部局や住宅部局など、他部局との連携等が必要。また、コンパクト化の実現には一定の時間が必要となることへの配慮や、都市計画的な手法に限定しない幅広い視点も重要。

3点目、なお、既存集落の機能維持やインターチェンジ周辺の施設整備等は、必ずしもコンパクトシティの理念に反するものではないが、市街地外、特に市街化調整区域での開発を安易に許可・誘導するものでないことに留意。

4点目、これらの取組を実現するためには、隣接市町村の状況も考慮する視点が必要となることから、都道府県による広域的な観点等からの支援など、市町村が土地利用方針の策定に取り組みやすくなる環境整備も必要と整理しております。

続きまして、2つ目の柱、「広域・施策横断的な都市計画の取組について」です。

8ページの②今後の対応の方向性として、1) 広域的なまちづくりの取組の推進に向けては、1点目、市町村全体の観点からの土地利用に係る取組・調整について、実効性を高めるためには、市町村の役割や権限等に配慮しつつ、都道府県が広域的な観点から助言・調整等、例えば、支援体制の整備や、都市計画法第19条第3項に基づく広域調整などを

行うことが有効。

2点目、市町村をサポートする都道府県の取組を一層促すため、助言・調整等の制度上の根拠を明示するとともに、こうした取組を行っている全国事例を国として提示するなど、必要な支援を行うべき。

9ページに入っておりますが、3点目、都市圏全体でも実効性のあるコンパクト化を進めるため、夏に策定予定の新しい国土形成計画や国土利用計画で示される国土全体の目指す在り方と整合を図り、より広域の視点から持続可能な多極連携型の都市構造や、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブの実現を目指すことが重要。

2) まちづくり分野と他分野の密接な連携に向けては、1点目、総合的な取組として進めていくことが重要であり、関係省庁から構成されるコンパクトシティ形成支援チームにおける情報共有・施策化への啓発をさらに推進していく必要。

2点目、世界的に価値観が多様化し、社会経済状況の変化のスピードが加速していることを踏まえ、都市の課題として、気候変動対策や生物多様性の確保など、様々な価値観に対応する取組が求められていると整理しております。

3つ目の柱、「まちづくりGXについて」です。

10ページ、②今後の対応の方向性として、1) 都市の緑地の質・量両面での確保に向けて、1点目、都市の緑地確保、質の向上が一層求められている中、ESG投資や企業の非財務情報開示の世界的な広がりなどを受けて、民間資金が導入されることが重要。このためには、事業者の自発的な取組を客観的に評価できる仕組みの導入や、これらの取組を促すインセンティブ付け、また、維持管理段階も視野に入れた主体の位置づけ等について検討すべき。

2点目、官民が連携して強力で推進していくためには、都市にとっての緑地の意義を整理した上で、官民が共通して目指すべき姿を行政が示すことが重要。その際には、緑の基本計画と立地適正化計画など、都市計画における関連付けについても検討が必要。

11ページに入っておりますが、3点目、農を基軸としたまちづくり等を踏まえ、都市農地を地域の資源として積極的にまちづくりに活かす方策についても検討が必要。

2) 森林への都市の貢献の在り方については、森林の多様な機能による都市への恩恵や森林をめぐる厳しい状況を踏まえ、森林の整備・保全のために、事業者による森林に裨益する取組の慫慂や住宅・建築分野における木材利用を通じた上下流循環の促進など、都市政策・まちづくりの観点からも後押しに取り組むことが重要。

3) 市街地整備と一体となったエネルギーの面的利用に向けては、脱炭素社会実現のためにも、まちづくりにおけるエネルギーの面的利用に関するプライオリティを高めるための施策を講じつつ、デジタル技術等の新技術の活用も含めた必要な支援を充実させる等、一層の推進が必要と整理しております。

4つ目の柱、「社会の変化に対応した柔軟なまちづくりについて」です。

12ページ、②今後の対応の方向性として、1) 都市施設の再構築の推進／都市施設の決定事項の多様化／時間軸を踏まえた立地適正化計画の記載事項の多様化に向け、1点目、都市アセットの柔軟な利活用や新モビリティの実装など、社会変化に伴う公共空間の再構築を推進するに当たり、合意形成や公的オーソライズ機能を持つ都市計画決定がより効果的に、柔軟に活用されるよう、私権制限を伴う都市計画の公平性・公正性は確保しつつ、都市施設の計画決定事項を多様化するなど、都市計画の対応力を向上させることが有効。

2点目、駐車場等の都市施設について、既存施設の機能向上のための転換、他用途での活用等が都市における効率的な土地利用の観点から重要。

3点目、立地適正化計画の持つ事前明示の効果を考慮し、予見可能な社会変化等、都市機能誘導区域等に時間軸を考慮して柔軟に位置づけることで、都市機能の誘導を効果的に推進することが可能な場合がある。

4点目、また、通常の誘導区域等に加え、大規模災害を想定した誘導区域等を位置づけ、緩やかに居住地や都市機能の移転を促すなど、復興事前準備との関連も含めて防災面からも検討することが重要。

5点目として、これら立地適正化計画への位置づけを検討するに当たっては、多様なデータや技術が活用可能であることを十分に留意することが重要。

6点目、整備済み都市施設の適切な維持管理・更新・安全性の向上においても、最新の技術を活用しながら検討を進めていくことや、都市計画制度の柔軟な活用が考えられる。

2) 市街地整備事業の公共性の解釈の柔軟化・公益性の拡充に向けては、1点目、地方部での施行が少ないことから、特に大都市部以外の施行者に対し、市街地整備事業に関して柔軟な考え方を採り得ることのさらなる周知、既存建築物を活用した市街地開発事業における留意点の注意喚起など、必要な対応を進めるべき。

2点目、土地区画整理事業において、公益的施設の用に供する宅地に対する照応の原則の緩和規定に関して、対象となる公益的施設の用に供する宅地の範囲の拡充などを含め、検討をすべき。

13ページに入っておりますけれども、3点目、市街地再開発事業において、道路・都市高速鉄道を施設建築敷地内に設置・存置しようとする際に、円滑に事業が進められるよう、関係する権利の扱いなどを明確化するなど、必要な対応を進めるべき。

5つ目の柱、「都市空間の継続的なエリアマネジメントについて」です。

13ページ、②今後の対応の方向性として、1) エリアマネジメント団体が活動しやすくなる環境整備に向けて、1点目、都市アセット活用の担い手となるエリアマネジメント団体などの活動の事業性を確保できるように、既存制度の柔軟化等の検討が必要。

2点目、エリアマネジメント活動の公益性に鑑み、都市再生推進法人の指定前後も地方公共団体がその活動に対して適切な情報提供や支援ができる仕組みが必要。

2) 事業完了後の継続的なエリアマネジメントの実現に向けて、事業の企画段階から整備後の施設や空間の管理・運営段階まで一貫して行うエリアマネジメントの普及を図るため、エリアマネジメント団体等への支援を充実させるとともに、地方公共団体等に対し信託活用の有効性や取組の参考となる事例の周知が必要。

3) エリアマネジメント団体にかかる法人制度の見直しに向けて、自治体との連携により、特に公益的役割を担うエリアマネジメント団体について、事業の公益性や行政からの支援、ガバナンスの在り方などを踏まえた法人制度の在り方について検証が必要。

6つ目の柱、「都市に関わるデータの取得、デジタル技術の活用について」です。

14ページ、②今後の対応の方向性として、1) データを活用したまちづくりの推進に向けて、1点目、昨年7月に取りまとめられました、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョンに示されたとおり、人間中心のまちづくりを実現するために、データを活用したまちづくりを一層強力に進める。

2点目、これまで都市での活動やまちづくりに参加が難しかった人々の参加も可能となるなど、デジタル技術による都市の多様性の確保といった視点にも注目すべき。

2) スマートシティへの取組の強化に向けて、1点目、都市課題の解決に資するスマートシティの取組をより強力に支援すべき。

2点目、特にエリアマネジメントに関しては、多様なステークホルダーの合意形成やエリアの価値向上につながるサービス提供にデジタル技術の活用の可能性があることから、支援を行う必要。

3点目、継続的な取組のためには、積極的に取り組む自治体を支援しながらも、自走できるように留意する必要がある。そのためには、取組の受益の範囲をあらかじめ想定し、

実証段階から費用負担の考え方を検討する必要。

3) データのオープン化、オープンイノベーションの推進に向けて、1点目、官民学がそれぞれ保有するデータについて、まちづくりのための公共財と捉え、オープン化を進めることにより、オープンイノベーションを誘発する環境整備等を行うことが必要。

15ページになりますが、2点目、そのためには、国・自治体によるデータ、特に都市計画関係情報のデジタル化・オープン化を進めるとともに、データの利活用・共有に向けた調査手法・調査項目等の標準化を進めることが必要。また、3D都市モデルとの連携を行うべき。

4) 自発的な取組を促すためのユースケース創出に向けて、地方公共団体の取組を促すため、国として手引き・ガイドラインの改訂等によるノウハウの集約・横展開が必要。また、地方公共団体におけるデータ・デジタル技術の活用が都市計画分野の業務効率化等に寄与する先進事例のユースケースを創出し、周知を行うことも必要。

5) デジタル人材の育成・確保に向けては、官民のまちづくりのプレイヤーが的確かつ安全にデジタル技術を扱えるよう、民間の外部人材との協働やシビックテック団体と協働した研修・まちづくり教育を推進することにより、官民人材のデジタルスキル向上につなげる必要がある。

最後に、大項目IV.「今後、さらなる検討が必要な事項」として、15ページより4点示しています。

まず、1つ目の丸ですが、コンパクト・プラス・ネットワークの高質化・多様化に当たっては、公共交通をはじめとする総合的な交通体系の構築に関する取組が実効的かつ持続的に進むよう、財源、体制を含めた環境整備をどのように進めていくべきかという点や、自動運転など、新技術の進展を踏まえた都市構造の在り方や、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進める上での国としてのKPI設定の在り方について検討が必要。

2点目、まちづくりGXにおいては、都市緑地の確保が都市環境に与える影響について整理を行い、目指すべき理念について検討を行う必要。また、民間活力を活かすために求められるインセンティブの在り方や、自発的な取組を促すための方策、客観的な評価の在り方について一層の検討が必要。加えて、国・地方公共団体がまちづくりGXの実現に向けて果たすべき役割や都市計画との関係についても整理を行うとともに、地方の森林への都市側からの貢献の在り方などについてもさらなる検討が必要。

16ページに移ります。柔軟なまちづくりや継続的なエリアマネジメントの推進に関し

て、動的かつ経時的データを踏まえたデータ活用による都市計画策定の普及促進や、データ収集・利活用によるエリアマネジメントのサービス拡充・多様化に向けさらなる検討が必要。その前提となるデジタル技術やデータ活用に当たっては、都市のデータ活用によるエリア活性化に向けた取組の検討や、収集データの更新、保守管理の在り方について検討が必要。

最後に、今後もデジタル化、グローバル化の進展に伴う社会変化に対応した都市構造の在り方や都市政策の方向性については、不断の見直しと継続的な取組が必要とまとめております。

また最後に、情報提供になりますが、G7香川・高松都市大臣会合についてお知らせさせていただきます。参考資料の最後の65ページの投影をお願いいたします。

今年の7月7日から9日の日程で、高松市でG7都市大臣会合が開催されます。「多様なステークホルダーの連携による持続可能な都市の発展」をテーマとして、カーボンニュートラル・レジリエンス、インクルーシブ、デジタルといった3つの柱で議論を行うこととしております。都市計画基本問題小委員会でこれまで御議論いただいた成果も生かしつつ、都市大臣会合の場で日本の取組をPRするとともに、都市の緑地確保や都市のコンパクト化の重要性、デジタル技術の活用、オープンデータの必要性など、G7の各国との議論を通じて進めるべき政策の方向性を打ち出していきたいと考えております。

以上、どうぞよろしくをお願いいたします。

【委員長】 御説明をどうもありがとうございます。一気に読んでいただいて、結構お疲れだったのではないかと思います。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見を頂いていくのですが、まず最初に、今日欠席されている〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員から、事前に御質問、御意見を頂いておりますので、それを最初に事務局から代読いただけますとありがたいです。

【四辻企画専門官】 それでは、事務局より代読をさせていただきます。

まず、〇〇委員から。

資料の12ページ、「社会の変化に対応した柔軟なまちづくりについて」に関しまして、東日本大震災からの最大の教訓は、まちの将来像をふだんから真摯に検討しておくことが被災後の復興には重要であるということであり、これも踏まえ、都市局では復興のための事前準備を推進してきたと思います。実際に地方公共団体において、巨大地震などの被害想定を公表を踏まえて、災害が起こった後の復興の目標や手順などの計画づくりが見られ

ようになっていることを先日別の場でお伺いしました。被災後を想定した復興の目標や手順を定める計画であるところの事前復興まちづくり計画の策定は、従来の防災とは異なった観点からの計画づくりになると思います。

4つ目のポツのところに、大規模災害を想定した誘導区域等を立地適正化計画に位置づけることで、平時から緩やかに居住地や都市機能の移転を促す等の防災・減災に向けた推進方策の記述がありますが、事前復興まちづくり計画は、そのような推進方策の1つともなるし、特に巨大な被害想定が公表された地域で、住民と共にまちづくりを考える際に役立つものとして期待され、推進すべきと考えます。また、事前復興準備の取組についても引き続き推進することが期待されます。

以上です。

続きまして、〇〇委員から頂いているコメントについてです。

まず、ローマ数字Ⅱの「密度の経済性」とか書かれている部分について、全体像の冒頭に登場する「密度の経済性」の意味を説明する必要がある。一定程度の人口と都市機能を集積させることで「密度の経済性」が維持される、あるいは向上するという意味で使用されていると推察するが、一方で、都市構造の再編に伴う環境的・社会的・経済的コストや、最先端技術の活用による低密度市街地の持続性確保の可能性についても配慮する必要がある。都市計画全体でのコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の高質化・多様化が重要であることに異論はないが、その都市構造の中には、緑豊かで環境負荷の小さい低密度市街地等も含まれるべきで、必ずしも人口や都市機能が集約された中高密度の市街地のみを形成するだけではないことを記載すべきである。コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造には、多様な市街地、ネイバーフッドも含めですが、が含まれ、多様なライフスタイルがサポートされるべきである。

続いて、ローマ数字のⅢ.の部分についてですが、SDGsへの適合については、環境問題への対応だけでなく社会や経済の課題への対応が求められるが、ここでは、都市緑地の確保やエネルギーの有効活用を含むGXに関する記述しかない。社会や経済の課題にまで言及するか、それともSDGsへの適合を削除する必要があると思いますが、前者が望ましいと考えるものである。

3点目ですが、ローマ数字Ⅲの「都市構造の高質化・多様化」という部分について、日常生活を含む身近なエリア（ネイバーフッド）には、都市の中心部の周辺に位置するアーバンネイバーフッドのほかにも、郊外住宅地のネイバーフッド、住宅地に都市農地、屋敷

林等が混在する緑農住のネイバーフッドなど、様々な種類のものがある。その中には、人口や都市機能が集約された、あるいは地域拠点を持つ中高密度の市街地だけではなく低密度化していくエリアも含まれ、そうしたエリアの計画、デザイン、マネジメントも大きな課題である。都市構造の高質化・多様化を目指すとき、こうした低密度化するエリアの存在を意識するとともに、それらに対して必要なサポートを検討することを盛り込めないだろうか。

4点目、同じくローマ数字の今後の対応の方向性についてですけれども、「土地利用の最適化実現」とあるが、どのような観点からの最適化を検討すべきなのか、説明が必要である。詳細は、各自治体あるいは都市圏で検討すべきであるが、一般的には、都市機能配置、公共交通サービス、防災・減災、環境負荷、都市構造、土地利用再編に関わる環境社会、経済的コストなどを含む総合的な観点を持つ必要があると思う。また、こうした観点に基づき、各自治体、都市圏で目指すべき具体的なコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を模索するプロセスの設計と、それを支える方法や技術の開発、適用が重要であることも盛り込めないか。

5点目ですが、「社会の変化に対応した柔軟なまちづくりについて」、第21回の小委員会で意見を出した、長期未整備都市施設の段階的整備や都市計画制限内容の柔軟な変更についても検討いただきたい。申すとおりの意見を再掲させていただくと、事業化のめどが立たない都市計画道路の区域内の都市農地が戸建て住宅地として開発される事例があるが、いずれ住宅が都市計画道路整備のために除却されるのであれば、そのようなコストを払うのではなく、都市計画道路が整備されるまで都市農地をオープンスペースとして維持するほうが社会的メリットは大きいように思う。また、なかなか拡幅されない都市計画道路の沿道機能が、投資が控えられることによって衰退する事例があるが、一気に道路拡幅ができなくても、少しずつスポット的に土地を買収して、滞留空間やグリーンインフラとして暫定整備するというような柔軟な事業展開ができないか。道路の利活用について様々な社会実験が展開される今、地域の団体と連携しながらこうした柔軟な対応を取ることは有用だと思う。

最後、6点目ですけれども、「都市空間の継続的なエリアマネジメントについて」、現在のエリアマネジメントは、都市再生緊急整備地域内での展開が想定されているが、これまでの実績に基づき、低密度化が進む郊外住宅地、住宅地に都市農地、屋敷林が混在する緑農住市街地などをフィールドに、多様なエリアマネジメントを展開することが求められて

いるのではないだろうか。コストのかかる空き家・空き地、農地・緑地等をエリアの関係者でマネジメントしていく取組をサポートすることが検討できないだろうか。

以上でございます。

最後に、〇〇委員からの御意見でございます。

まず、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造に関して、今後の人口減少社会において、目指すべき都市構造の大きな方向性として、引き続き重要な視点だと考えています。コンパクトなまちの中に人中心、歩行者中心の高質な歩道空間などの公共施設の空間や、民有地も含んだ魅力的なオープンスペースを官民協働で整備することが、これからのまちづくりには特に重要です。さらに、整備した高質なオープンスペースをエリアマネジメント団体が利活用及び維持管理する仕組みを確立して、行政としてもその活動をしっかりと支援していく必要があります。既存の支援制度に加えて、税の減免や補助、占用特例など、どのような支援が行政として可能か、検討する必要があると考えます。

また、それぞれのコンパクトな市街地を活力のある住みよいまちとするためには、民間投資をいかに誘導するかが重要な視点だと考えます。鉄道駅周辺やニュータウンなどにおいて、用途地域の緩和など、土地利用規制を柔軟に見直し、住みやすく働きやすい自律的な市街地形成を図っていくために、都市計画の提案制度などを活用し、できるだけ住民の意見を取り入れて都市計画を柔軟に運用することが重要であり、軽微な変更については、手続の簡素化を検討することも必要ではないかと考えます。

公共交通の面では、コンパクトな市街地を結ぶ都市の骨格となる鉄道・バスのネットワークの維持・充実と、地域の足を支えるコミュニティ交通を一体的に考える必要があります。このような公共交通を維持するためには、地域住民が乗って支えるという意識の醸成が不可欠であり、行政としてそのような地域の活動をしっかりと支えることが重要と考えます。

以上のような鉄道駅周辺での自律した市街地形成と、それを支える公共交通の維持・充実を一体的な1つの計画として都市計画に位置づけることが重要と考えます。

2点目が、「まちづくりGXについて」。市街地に近接した里山については、身近に親しめる自然との触れ合いの場など、多様な機能を有しており、コロナ後の都市住民のウェルビーイングやQOLを重視するまちづくりの機運の高まりにより、その重要性が再認識されています。里山の保全・活用のためには、間伐などの維持管理をしっかりと行い、その上で都市住民が里山で活用できるように緑道整備などの環境整備を行う必要があります。

このような状態を維持するために、地域住民、地元企業、学生などが地域貢献活動として行う間伐、環境調査、市民活動、緑道整備等に対して、行政としてしっかりサポートをする必要があると考えます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。いろいろ踏み込んだ御指摘も多々あったかと思しますので、最後、事務局からまたお答えいただくときに、それぞれ可能な範囲で中間とりまとめ骨子（案）のどこに対してどういう修正、対応が考えられるかということも含めてお答えいただけますとありがたいです。

それでは、オンラインの委員の方、それから、こちらにいらっしゃる委員の方、どなたからでも結構ですので、御意見をお願いいたします。

オンラインの方、挙手機能を使っていただいて、私のほうで順番が前後することもあるかも分かりませんが、御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。こちらの方は立てていただいてお願いいたします。

手が挙がっているのは、順番からいくとどなたが先か分かりますか。

最初、〇〇先生、お願いします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。

4点ありまして、まず1点目は8ページ目ですが、「調整区域等」という形で書かれており、ゾーニングが必要だと記載されています。調整区域等にもゾーニングが必要だというようなニュアンスの文言があるんですが、この「等」というのが何を指しているのかというところが気になりました。私としては、調整区域もですけれども、特に非線引き白地のみの市町村に関しては、きちんとゾーニングというのがそろそろ必要ではないかと思っています。ですので、この「等」というのを、あえて「等」としているのかどうかかわからないのですが、希望としては、調整区域でゾーニングの話を出すのでしたら、非線引き白地のみの市町村もゾーニングすべきではないかという意見です。

2点目ですが、広域調整というところで、都道府県の支援という話があるんですけども、いろいろと都道府県さんとお付き合いをしていると、各市町村に何を口出ししていいのかという内容が明確になっていなくて非常に苦慮されています。なので、制度上の根拠というのも確かに大事なんですけれども、むしろ具体例といいますか、何を都道府県に対して広域調整すべき内容として申し出ていいのかという具体的な内容自体を、例示でもいいので明確にすることのほうが都道府県はすごく助かるのかなと思いました。

3点目ですが、10ページ目にいろいろなGX関連の話もありますが、これは民間企業だけではなくて、公有地もきちんと、都市の緑地の質・量の面で公有地も確保していくということは大前提ですので、何か民間にばかりというのではなく、きちんと公有地も含めて都市全体でというようなニュアンスを書き加えてくださるとすごくうれしいなと思います。

最後に4点目なんですけれども、14ページ目辺りのデータ、DXの話で、これは非常に大事なんですけれども、市町村ごとで幾らDXを頑張っても、すごく非効率だったり合理的ではないパターンがすごく多い状況にあります。同じようなデータを同じように扱っていくわけですから、むしろこれこそ広域連携みたいな形で、同じ業務、同じデータを取り扱うのでしたら、同じ仕様で同じように広域で使えるような形のDXというのをはじめての一步から始めていったほうが、後で双方を連携させようとした場合に様々に調整する作業・コスト・手間を考えた場合、絶対にいいので、むしろ市町村ごとではない形に支援していくための基準をつくっていくなどが非常に大事ではないかと思います。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございます。

今、〇〇先生のお話をお聞きしていて思ったというか、確認なんですけれども、今回御説明いただいているのは中間とりまとめ（案）骨子なんですけれども、最終的には、この参考資料も一緒に公開されるという理解でよろしいんですね。

そうなったときに、頂いた御意見の中で、例えばほかの都道府県さんはどうやっているかみたいな話は、なかなか中間とりまとめ（案）の本体に文章で書くとかというのは難しいかも分からないので、そういうのは例えば参考資料の中で追加していただくという、そういう対応も当然あると理解してよろしいわけですね。

分かりました。というメニューもございますので、そういうことも含めて御意見、御質問を頂ければと思います。

挙手いただいた順番で、私のほうの理解でいきますと、次が〇〇先生、それから〇〇先生、〇〇先生、〇〇先生の順番で、オンラインからずっと手が上がっていただいているという理解しておりますので、オンライン組を先にずっと行きますね。

〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 すみません、1点だけ、御意見か御質問をさせてください。

10ページの、森林への都市の貢献のあり方と、11ページの森林への都市の貢献のあ

り方、これはどちらもなんですけれども、やれることをもう少し明確にしたほうがいいのではないかなと思っております。やや抽象度が高くて、何をやるのかがよく分からない、伝わらないというのが正直な感想であります。

例えば、カーボンニュートラルのために都市構造を変えたりとか、あるいは公共交通機関を支援するというのは、それは分かりやすいことですし、それから、その水源涵養林とか、あるいは森林の保水機能に注目して、都市住民の構成水準を上げるために、都市政策としてその森林に関しても何らかの関与をしていくというのは分かりやすい話だと思うんですけども、そうではなくて、都市が、例えば環境的に負荷を与えているとか、あるいはそういうような観点から、都市政策としてその森林を何らか整備しないといけないとか、森林を充実していかなければならないというのは、はっきり言ってあまりその筋が通らない話のように私は思います。

もしもそういうことであるのであれば、財政部局が都市政策予算を減らして森林政策に関する予算を増やせばいい話であって、都市政策が自らその森林整備とか森林の在り方について何らか関与していくというのは、私はよく分からないなど。都市住民のためになるような水源涵養とか防災とかそういったもの、あるいはカーボンニュートラルという大きな政策、ミッションのために都市側が都市として協力していくというのは分かりますけれども、都市政策が森林整備とかそういったものに直接貢献していくというのは、はっきり言って文脈として私はよく分からなかったものですから、何がやれるのかということをもう少しはっきりしたような表現にしたほうが、私はいいのではないかと思いました。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございます。これは、〇〇先生の御意見、御質問も含まれていたと思いますので、後でまた御対応いただけるとありがたいです。

〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。大きくは4点あるんですけども、まず1つが、質問が関係する話で、12ページ目に駐車場等の都市施設の機能向上みたいな話が出てくるのですが、これは、どういうものへの施設転換ということを考えているのかということが分からなくて、それを教えていただきたいんですけども、今、私自身、都心で附置義務車場で利用が少ないから、その用途転換というものの研究をしているんですけども、その際に、例えば、都心だと結構非発を入れる建物がすごく多いので、非発の量が多いと重油の量が多くなって、それに伴って、その後、脱炭素とかを考えると蓄電池を入

りたいんですけども、蓄電池の容量というのは1棟ごとに決まっているので、物が入れない。そういうことがあって、既存の仕組みで用途転換をする際に、規制で決まっているようなもの、これへの転換の可能性とかも検討しないと、用途転換が結構しづらいのではないのかなというのが1つ思ったことです。

2つ目なんですけれども、エネルギーの面的利用というのを市街地整備と併せて推進するということが結構いろいろなところに出てきていて、これを取り上げていただけたのは非常によいと思いました。ただ、地方都市で進まないのは、そもそもエネルギーの需要が小さいということであり、需要の大きな大都市ではもっと進んでもいいわけなんですけれども、道路下の混雑状況と工事費用、それから地価が高いということで、占用料金に追加されて、結果、面的利用よりも個別空調のほうが安くなるからみんな選ばないということになると思います。

そうすると、面的利用をより進めたいということを経済産業省が言いたいのであれば、新規開発側にとってのインセンティブと同時に、道路管理者が道路占用料金をもっと低く設定するとか、それから、管理者自体の許可がすごく遅いというのがあって、これが進まない、結果的に開発のほうが先に進んでしまって、建物ができた後から熱供給につながるということではできませんから、脱炭素を自治体が行うと自分で宣言しているながら、自分でその脱炭素に寄与するエネルギー事業を進めないということになっているので、これについて何か記載を行うことは必要ではないかと思いました。

それから、14ページ目にスマートシティのことがありますが、先日もスマートシティ事業のほうの委員会で申し上げたことではありますけれども、行政内部の縦割りを壊すことにスマートシティがとても寄与すると思うので、既存の仕組みの中で、縦のものを縦でしか使われないようなデータの使い方というのがとても多いので、費用負担を人流等を含めて、人流を取ろうとすると非常にお金がかかりますので、それについての補助ということが必要かもしれませんが、それと同時に、横ぐしが刺せるような形でスマート化が使える、そういうことを記載していくことは大事ではないのかなと思いました。

あと、最後なのですが、森林の都市への貢献という観点からは、森林整備だけではなくて、都市の中の建物で、より木材を活用した建物というのが現在結構言われているわけなんですけれども、この辺の評価方法、これを考えていって、それが大都市の中で、それなりにCO₂が出るところでもそういうものを活用していくということをより評価するようなことも大事ではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございます。4点御指摘を頂きました。

順番では、〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。それでは、私も4点です。

1つ目は、立地適正化計画についてです。今回は、立地適正化計画と交通の分析がかなり丁寧に特に参考資料のほうに書かれていました。一方で、現在、気候変動で水害が増加していて、これを踏まえて河川整備基本方針の変更が進んでいます。その中で、都市側の浸水被害防止の対策方法の評価対象が、立地適正化計画の居住誘導区域等であり、これが意味唯一の都市計画とのつながりの部分になっています。災害防止の側面からも立地適正化計画の居住誘導区域等の範囲設定は非常に重要になってきますから、その点についてももう少し記述を充実していただきたいと思います。

2つ目は、これまでほかの先生も言及されていましたが、「市街地外」と表現されている、例えば都市計画区域外等の区域への目配りがこの資料で初めて記述されている点について、これを同様に初めてこの資料で記述されている森林に対する言及をもう少しつなげたほうが良いということです。市街地外、都市計画区域外等に関する言及が、森林の保全等にどうつながるのか。恐らく目指しているところは、都市側の開発のインセンティブを森林の保全につなげるということ等だと思いますが、その辺りが説明されていなかったため、〇〇先生の御指摘があったのではないかと思います。市街地内、市街地外を総合的につなげる考え方の1つとして、森林を入れていくと分かりやすくなるのではないのでしょうか。

3つ目がDXの部分については、これもこれまでほかの先生も指摘されていますが、例えば、都市マスの図が各自治体で全然違っていて広域連携が難しいなど、自治体の境界部分で土地利用の整合性が取れていないこともあるので、基本的なところからDXを進めていただくと、多くの方々にとってメリットがあると考えます。

最後の4つ目は、参考資料で気になったことですが、コロナでライフスタイルが大分変わったという指摘がある中で、コロナ後も変わらないであろう、例えば私たちが今日やっているようなリモートワークもそうですけれども、そういうものを考えたときに、以前の委員会でも指摘がありましたが、コミュニティを基盤とするまちづくりが重要になると考えています。これを成立させるために、コミュニティに公共施設を分散させるだとか、様々な必要な小規模施設を整備していく、コミュニティの中での用途のミクストユース、とい

うことが必要ではないかと考えます。その辺りもコロナと絡めて言及していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございます。〇〇先生の御質問に半分御回答いただいたような感じになりましたけれども、ありがとうございます。

〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

私からも大体4点ぐらい感想ですけれども、最初に6ページのところで、コンパクト・プラス・ネットワークとずっと言ってきたんですけれども、現状を見ると交通の計画と立地適正化計画が縦割りではばばらになっているという現状があるので、これをもう一歩進める必要があります。ここでおっしゃっているように、一体的な策定ということが方向性なんですけれども、もっと具体的に、何か制度的に提言してもいいのかなという印象を持っています。この際、統合して1本の計画でつくるくらい頑張ってくださいとか、それぞれの計画に相手方の計画についてのことを述べて、共管部分とか、共通部分みたいなものも入れて計画をつくってくださいとか、それぞれの計画が必ず策定のときには相互に配慮するという意識することなど。何かそういうようなところまで計画のつくり方の技術論まで入らないと、この縦割りはなかなか直らないのではないかと、そういう印象を持ちました。

次が7ページのところで、都市経営という話が出ていますのでけれども、これは、現状維持にとどまらないという言い方をしているんですけれども、これをもっと、将来的にもたなくなるということが大事な点だと思うので、将来を見据えたとか、持続可能とか、優先順位をつけて時間管理をすとか、何かそういう視点がここに言及されるといいかなと思いました。

次は8ページのところで、「メリハリのある土地利用コントロール」という言い方をされているんですけれども、これはもう少し原則的なところから、中心部のコンパクト政策の徹底と郊外地での抑制というのは、これは政策的にはペアなのであって、ですからそういった白地を含めた市街地の抑制・制限というのが大前提になるので、そういう観点から見直してくださいというようなフレーズが入ったらいいかなという気がします。そういう観点からすると、インターチェンジ付近でも開発ができるようなことが書いてあるんですけれども、ここで安易にというのだと、これはあまりに広すぎるので、こういうところで開

発を認める場合であっても、自分のところの市街地とか近隣のところの市街地に対する配慮ということをきちっと徹底した上でやってくださいというくらい書いたほうがいいのかなと思いました。

あと、8ページの下のほうに参りまして、広域的な調整というこのところは非常に重要なポイントだと思います。この研究会でも御紹介いただいたように、都道府県はいろいろ苦勞をされてやっているのですが、この最初の①のところ、「自ずと限界がある」と、いきなり言ってしまっているんですけども、私は、都市計画の制度のほうから見ると、これは都市計画制度がかわいそうな気もしました。というのは、いろいろな法律とかでお手伝いをしていると、なかなか法律上の根拠もないのに頑張らなければいけないという行政分野がたくさんあるわけです。そういう中で都市の分野というのは、都市計画法を見ると、活用されていないにしても、19条という条文があって、ここで明文規定があるわけです。これで知事の協議が、確かにここにあるように3項に書いてあって、その後の4項で広域的な観点という形での調整の規定があるのです。ぜひこの4項を注目していただいて、方向性としては、この19条に基づくサブシステムというのを作るというか、何かそういうような方向性をきちっと示すことが大事で、そこは都道府県に任せないで、政策官庁である国交省のほうで具体化をする取組を示す。先ほど〇〇先生が調整内容ということをおっしゃっていたのですけれども、それも含めて、このところで示すということが大事なのかなという、そういう印象を持っております。

最後に、11ページのところで、都市計画施設が、従来実績が少数のもので限定されていたということが書いてあるのです。ここでは、ぜひ望まれるべき具体的な施設名を明示するということがないと、なかなか市町村に伝わらないかなという気がいたしました。そういうところも含めて具体的に書いていただけるとありがたいかなと思いました。

以上、感想です。

【委員長】 ありがとうございます。原理原則からコメントを頂きまして、ありがとうございます。

一番最初の交通計画と立地適正化計画というのは2つあるよねという話は、実は2013年の交通計画基本法できちんと両方見ないといけないという原理原則が書かれていたんですよね。そういう流れにも沿って具体的にリンクさせていくという基本を御指摘いただけたかなと思っています。ありがとうございます。

〇〇委員、手を挙げていただきました。いかがですか。大丈夫ですか。

【〇〇専門委員】 〇〇です。ありがとうございます。

先生方が御指摘していましたように、私も同じことになってしまうのですが、森林への都市の貢献のあり方というところなんですけれども、単刀直入に言いますと、環境配慮型の開発誘導が全然エリアとして進めることが難しく、木造中高層にインセンティブを下さいというように思っています。

都市の木質化という活動を我々がする中で、山の問題をいつも一緒に勉強をしているところなんですけれども、今は大根より木材が安いというような衝撃的な状況だったりして、山に消費者側が、使う側が使う責任として山にお金を戻せるというようなことがとても大事かと思しますので、森林に対する補助金で森林を守るというよりは、正当に投資が行われて、経済が循環、資金が循環するという状況をつくらなければいけないのだろうと課題意識で思っています。この1点です。

【委員長】 ありがとうございます。

オンラインで、〇〇先生、お願いします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。まずは、膨大な議論の内容をまとめていただいてありがとうございます。

これまで議論をされてきた内容をおまとめになったわけですので、大きな異論はありませんが、私が、これまで私が都市計画行政文書を研究素材としてきた中で、こうした政府の取りまとめというのは、人々に政府の政策が妥当であること、すなわちその正当性を示すものとして非常に重要なものであると考えておりますので、具体的なⅢ以降の施策だけではなくて、前半のⅠ、Ⅱの部分も含めて御指摘をさせていただきたいと思います。

まずは、前半のⅠ、「検討の経緯」とⅡ、「中間とりまとめの全体像」の箇所なのですが、ここはⅢの具体的な6つの方向性を取り上げる理由を示す部分だと思われます。しかしながら、このⅠとⅡを読ませていただいて、Ⅲの6つの項目がなぜ必要なのかという理由が読み取りにくいのではないかと思います。特に内容を混乱させているのが、独自に示されている幾つかの表現ではないかと思います。これらは骨子（案）を説明する上で重要な概念だと私は思っているのですが、言葉が足りないせいか、よく理解できないところがあるので。

具体的には、その1つとして、〇〇専門委員からも御指摘がありました「密度の経済性」という表現があります。これは、都市の密度が低下をすることで経済性が変化をしていくということだとは思いますが、だとするならば、この点を〇〇専門委員もおっし

やっていたような形で少し詳しく説明をする必要があると思います。例えば、3ページでは、「密度の経済性」の危機を解消するためには、デジタル技術の活用などが必要とされていますが、なぜそのデジタル技術などの活用が必要になってくるのかよくわかりません。したがって、あらためて御検討いただければと思います。

2つ目は、「都市構造の高質化・多様化」という表現があります。この委員会では共通の認識になっているかもしれないんですけども、何の質を高めて、何を多様化しようとしているかが分かりにくいのではないかと思います。これが分からないと、具体的にどういった高質化を進めるのか、どういった多様化に対応する施策が必要なのが具体的に見えませんので、この点も御検討いただければと思います。

3つ目に、都市に関する表現が、「都市」という表現がたくさん出てくるんですけども、例えば4ページの「都市が率先して対応する」とか、「都市として貢献する」とか、「都市に求められる」とかなどの表現があるんですけども、都市局に置き換えるとしっくりくるような気もするのですが、それは冗談としても、都市空間のことなのか、都市機能のことなのか、都市行政のことなのか、あるいは都市空間ということ想定されているのだしたら都市計画区域、都市地域というようなものなのか、さらには、市町村、都道府県という行政区域に関するものなのかが不明なのですね。そしてこれらの「都市」という表記が何を指しているかというのが分からないと、その主体、すなわち制度を担う人たち、団体が分からないとか、あるいは、その対象としているものが不明瞭になっていくということがありますので、御検討いただきたいと思います。

以上のように例として3つあげましたが、これらの概念は、お気づきではないかもしれませんが、これらが後半の方向性の根拠や理論的な論拠になっていくわけですので、人々を納得させるための表現として再考いただければと思っています。それが前半です。

次に、後半のⅢ.「取り組むべき施策の背景・現状と今後の対応の方向性」ということなんですけれども、御指摘もありましたように具体的な施策が見えづらいところもありますが、基本的には、対応の方向性については、これまで議論されてきた内容を反映するように組み込まれたと思いますので、結構ではないかと思います。

例えば、具体的な内容については、御指摘もあった立地適正化計画と交通計画との一貫性とか、それから、19条に関わるような話もされました。そして、市街地外というようなあいまいな表現の中に意味がたくさんあるということも御指摘されていますので、こういった点を皆さんの御意見を踏まえられて検討なさればいいのではないかと思います。

ころなのですが、今まで出ていない話として、前回、質問と御意見を述べさせていただいた点に関連して、気になる点があるので1点申し上げたいと思います。

11ページのⅢ-4.「社会の変化に対応した柔軟なまちづくりについて」というところの背景・現状の3つ目のポツの辺りなんですけれども、ここは都市施設の都市計画決定の意義というのが述べられています。前回も御質問、御意見を述べさせていただいたように、合意形成とか公的オーソライズという表現はあまり正確ではなくて、多分私が意見を述べさせていただいたものを御理解してくださっていないようですので、原理的なことを言うと、この部分は、憲法第29条の2項とか3項に関わる都市計画の公共性を確定する重要な部分でもあるのではないかと考えているのです。したがって、その制度の活用や緩和、柔軟化を図る上では、正確に表記した上でその検討を行っていただければと思います。

例えば、都市施設の都市計画決定に関する後半の3行部分の辺りなんですけれども、都市計画決定というのは、「都市施設の公共的位置づけを法的な枠組みに基づいて地域として決定するための制度である」と考えられます。

この公共性に関する議論というのは、市街地整備事業の柔軟な対応についても今後の運用で非常に重要な問題でもありますので、併せて御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございます。ローマ数字のⅠ、Ⅱは、結構みんなスルーしてⅢばかり読んでいたところがあったかなと思うので、きちんと御指摘いただきまして、ありがとうございます。

オンライン組は皆さん御発言いただきまして、こちらの対面組が全員残っておりますので、どうしましょう。では、〇〇先生から順番でよろしいですか。

【〇〇臨時委員】 どうもありがとうございます。

私、まちづくりGX辺りが一番の専門に近いところでございますので、またGXの話に戻ってしまって恐縮でございますが、最後はGXだけに限らないのですが、3点ほど指摘させていただきたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、頂いた補足資料のほうで、パワーポイントで作っていた資料を事前に幾つかばらばらと拝見していたんですけれども、例えばその資料の30ページで、グリーンインフラについて、その多面的機能といったことで、こういったいろいろな機能がありますという御指摘がなされていて、それはそのとおりなんですけれ

ども、既存の様々な評価制度の下ですと、結局その各項目、各機能ごとにいい点を取って、その点数を積み上げていくと総合点として誰が1番ですと、こういうような評価になりがちなわけですがけれども、果たしてそういうようなその評価体系で、本当にそのグリーンインフラの価値というのがうまく捉えられるのかということをも1つ問題点として指摘をさせていただきたいと思います。

私、最近機会があるごとにグリーンインフラスマホ説というのを申し上げているんですけども、御存じのとおり、スマホというのは通話もできますけれども、同時に情報端末であり、そしてカメラであり、音楽端末でありと様々な機能を持っているわけです。まさに多面的機能なのです。だけど、どの機能を取ったって専用機には必ず負けるわけです。例えば、カメラ機能を取れば、一眼レフのかいレンズがついているカメラには必ず負けるわけですし、プロのカメラマンがスマホだけで写真を撮って作品を作るなんていうことはあり得ない。しかし、一般のユーザーにとってみればスマホのカメラだとしても、もう十分な機能であって、かつ、それに様々な機能がポータブルに1つに全部収まってしまっていると。そして、また値段的にも個別のそういう専用機を買ったら100万円とかするようなものが数万円、高くても10万円ぐらいの価格で購入できるというところにスマホが爆発的に普及した最大の理由がある。とするならば、そういうことが評価される評価の在り方というのをグリーンインフラに対して適用したときにどうなるかといった辺りをもっと考えていく必要があるのではないかと思います。

すなわち、例えば、インフラですから、その空間的な側面、あるいはそこで消費されるエネルギーとか、あるいはその資源、そういった観点を評価軸の中に入れていったときには、実はその一流を全部積み重ねるよりも、二流が積み重なっているけれども、省資源、省エネルギー、そしてまた小スペースであるということが最も評価されると、そういったような評価軸の考え方ということを導入していく必要があるのではなかろうかと思う次第でございます。それが第1点です。

2点目は、先ほど〇〇先生も御指摘になられていましたけれども、「都市」という言葉が、どうしても背景に、大都市であり、かつその中心部のCBDを中心としたエリアということが視野に入っているケースが暗黙の了解として多いのではないかと。また、その企業に様々な形で今後参画していただくといった場合にも、何となくその暗黙の了解として、一部上場をしているような大企業がどれだけそのインセンティブを見いだしてもらって出資してもらえるかといった議論にどうしても集中しているような印象がある。それは裏を返

せば、地方都市であってみたい、あるいは中小企業にとっては、縁遠い世界に相変わらずなってしまうのではないかと、というところが非常に気になる点であります。

ESG投資にしても、インパクト投資にしても、あるいはTCFDにしても、TNFDにしても、これらの議論に食いついてこられるのは、結局は一部上場系であり、そしてまたそういうその議論を展開できる先というのはどこかという、どうしてもこれは大都市の、かつ東京であれば都心3区であるといったような、そういった辺りに偏在せざるを得ないのではないかと、思うのです。

ですから、言い方を変えますと、それをいかに中小企業であり、そしてまた地方都市に適用できるような論理として展開していくのかということが今後の大きな検討課題になるのではないかと。それが皆様方に御指摘いただいていた、森林とか、里山とか、あるいは農地とか、こういったことを適切に位置づけた仕組みということにもつながっていくのではないかと、思う次第です。ですので、その辺の整理というのが、2点目としてはもう少し必要になってくるのではないかと、思っております。

現に、緑の基本計画策定自治体が全国的に限られてしまっているというのは、言い方を変えれば、要するに緑の基本計画に盛られているような話というのが、結局のところ、大都市の、かつそれなりのプレイヤーを中心とした話になってしまっていて、なかなかそれが地方都市の、しかもその大都市とは違うプレイヤーたちを前提としたような枠組みになっていないところにその1つの理由があるとも考えられると思うのです。したがって、そうした観点をどう考えていくのかというのが、2番目のポイントとして挙げられるかと思えます。

それから最後に、これは全体に関わることで、頂いた資料の10ページの今後の方向性のところに関わることもなかもしれないのですが、1つはD&I、ダイバーシティのインクルージョン。もう一つは、アジリティの問題を都市計画として今後どうやって受け止めていくのかといったことは、もしかしたらこのラウンドの次のラウンドの大きな主題になるのかもしれませんが、そろそろ小手先ではなく抜本的な制度の在り方として考えていくべき時期に来ているのではないかなと私は感じております。

従来のような、言わば時間をかけてれんがを1個1個積み上げながら堅固な都市を構築していく、そして一旦造ったら100年はもたせる、こういうような発想をベースとして都市計画という体系全体を考えていくのではなく、のではなくではないですね、それもあつ。それもありつつ、しかし、他方では、オープンイノベーションの時代の中で、いかに

その多様性とか、あるいはその時代要求に対して俊敏に対応していくのか、そこをどういうふうに制度的にも担保していくのかということ、かなりその都市計画の在り方を抜本的に考えていくという姿勢の中で考えるべきことなのではないかと私は感じておりました、そこをどうするのかというのが、冒頭に申しましたように、このラウンドではないかもしれませんが、しかし外せない点なのではないか。

実は、昨日までシンガポールに行っていたんですけども、シンガポールで向こうの都市計画の先生と議論をしていたら、「申し訳ないけどね、日本はあらゆることに関して遅くねえ？」というような話を指摘されまして、「一時はシンガポールも日本を向いていた時期もあるけれども、今の日本に見るものってあんまりないね」みたいなことを酒の席でざっくばらんに言われてしまいました、返す言葉がなかったのですが、そうした事態をどう考えるかというのは、1つ大きなポイントではないかと思っている次第です。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございます。最後に、「今後、さらなる検討が必要な事項」と書かれていることに対しても、もっと踏み込める要素があるのではないかという、そういう御指摘でもあったかと思えます。ありがとうございます。

〇〇先生、お願いします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。ありがとうございます。私からは、3点ほどお話をいたします。

まずは、大きな3項目のところ、「社会の変化に対応した柔軟なまちづくりについて」というところ、12ページで、1) 都市施設、2) 市街地整備事業などの事業とまとめていただいております。

1) の都市施設のところが大変気になりまして、細かいことを申し上げますけれども、意見いたします。都市施設は、この再構築の推進と、この立地適正化計画を使っていかにその再編を進めていくかという大きな2つだと思うのです。なので、例えば丸ポツ1は、「公共空間の再構築における都市計画の対応力を向上させる」ということで、その中で都市施設の計画決定事項の多様化ということだと思えます。ので、この一番上の1) のところに、スラッシュの2つ目に「都市施設の決定事項の多様化」と上がっていますけれども、ここに上がるかなというのが少し疑問なのと、多様化というのがもう一つ、次も「立地適正化計画の記載事項の多様化」というふうに、事項の多様化というのが2つ続きます。多様化というよりは、多分都市施設の決定事項の柔軟化ということだと思えます。それは、

実際にこちらの参考資料のほうにも「柔軟」という言葉であって、少し「多様化」が多用され過ぎているという気がするので、この辺りの文言を少し考えていただきたいと思いました。

続いて、同じところの丸ポツ2の駐車場等ということで、先ほど〇〇先生からも御意見がありましたけれども、私もただ唐突にこの駐車場が出てきたような気がいたしまして、〇〇先生が御指摘していただいたようなこともありますし、駐車場に代表されるような、例えば新しい技術によって機能変更が求められているような都市施設があるのではないかなというように感じます。なので、この辺りをもう少し丁寧に書いていただいたほうがよいと思いました。

3ポツ目、4ポツ目は、要するに立地適正化計画と都市施設の再構築をどう考えるかということかとも思いますので、可能性としてそういうものがあるという話と、大規模災害というか、これは災害リスクを考慮してということだと思ふんですけれども、もう少し分かりやすく書いていただくとより伝わるかとは思いました。というわけで、この12ページは終わりにしたいと思います。

次に2点目、13ページで、こちらはエリアマネジメントの話ですよ。まずはタイトルですけども、先ほどもどなたか、〇〇先生ですか、御指摘がありましたけれども、都市空間というか、「都市空間の」というふうに限定するのかなと。限定というか、〇〇先生が御指摘していましたけれども、私も住宅地のエリアマネジメントということも、これからは郊外のエリアマネジメントということも俎上に乗ってくると思いますので、住宅地、郊外地のエリアマネジメントということも考えようというようなことを前出ししていただきたいと思います。それに伴って、タイトル、「都市空間の継続的な」というところを、少し違うのではないかと考えている次第です。それが13ページ。

最後になりますけれども、16ページ。少し〇〇先生が前出ししてくださいましたけれども、「今後、さらなる検討が必要な事項」ということで、コンパクト・プラス・ネットワーク、まちづくりGX、柔軟なまちづくりや継続的なエリアマネジメントという頭出しはされていますけれども、この16ページの柔軟なまちづくりや継続的なエリアマネジメントの内容を見ると、データのお話がほとんどでして、5つ目のポイントのデータのことがほぼ占めているのではないかなというように私は感想を持ちました。

これからこの柔軟なまちづくりや継続的なエリアマネジメントをなぜしなければいけないのか、特にデータを使って何をするのかといえば、その地域の計画とマネジメントを持

続可能に、そして変化に対応してシームレスにやっていくということだと思いますので、もう少しそういったことも今後議論をしなければいけないというようなことを付け加えていただけるとありがたいと思います。

つまり、都市施設の再構築とか再編といったものをどうやって進めていくのか、その計画のつくり方や合意形成の取り方、そしてその事業として一番使える市街地整備事業とか区画整理事業をこのまま、そのことについては、20年でしたか、今後の方針みたいなものが出されまして、今まさに取り組んでいるところではあると思うのですが、そうしたことをいよいよもっと考えていかなければいけないというようなことをここに書いていただけるとありがたいと思いました。

以上3点ですが、最後に本当に粗末な話を1点します。最後にG7の御紹介がありました。そこでインクルーシブとかレジリエンスという言葉がありますけれども、この中にはほとんど見られないので、そのインクルーシブなまちづくりのためにデジタルな技術を、多様性の確保をすとか、災害のところでレジリエンスというような言葉を入れるというのは、要るのではないかと考えた次第です。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。瑣末ではないと思いますので、結構キーワードとしては重要な点を御指摘いただけたかと思います。ありがとうございます。

お待たせいたしました。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。恐縮です。

都市と地域という考え方からいけば森林もすごく大事で、今、むつ市のほうでトマトの工場を建てようとしていまして、そのトマトの工場を温める材料としてバイオマスボイラーを使うと。その燃料として市所有の山林の木材をチップにしたものを使うと。そのボイラーの排ガスを浄化して、二酸化炭素を工場に戻して、トマトの光合成に使うと。そして、出荷したトマトの収益の一部を市に寄附して、市は植樹に充てると。そうすると、森林を育てながら、さらに二酸化炭素も吸収してカーボンニュートラルどころかカーボンマイナスを目指していこうというのを今むつ市でやろうとしています。

当市の緑の基本計画というのは、都市の緑ということだけではなくて、下北全体が森林になっていて、その森林を守るということは、その森林から出される養分、生物の死骸とかが海に流れていくと。そうすると、海で育つホタテやいろいろな海産物が育って漁業者の利益につながっていくと。そうすると、その地域の人たちが潤うことによって、当然下

北の中心のむつの都市も同時に成り立っていくと。だからこそ、森林をきちんと守るということは、都市と地域をしっかりと育てていくということで当市は緑の基本計画を策定しているんです。そこで、緑の基本計画を策定していくと、当然同時期に立地適正化計画をつくっているんで、居住誘導区域を何とか引き立たせようとして、そうすると居住誘導区域を都市緑化重点地区に指定すると。

こういった形で、まずは立地適正化計画からスタートし、立地適正化計画をつくと同時に、いろいろな計画を連動させていくということを今いろいろやっているんです。今回の資料の中で、16ページ、17ページ、パワーポイントのほうです。これを見ると、いろいろな事柄を立地適正化計画の目標として設定できるというのが分かるかなと思うんです。さらに生物多様性とか、当然森林のこととかも、いろいろなことが書けるのではないかなと思っています。

そうしてみると、立地適正化計画というのは、その新しい時代の都市マスになってきているのではないかなと思っています。なので、立地適正化計画を含めながら、今ある都市マスの制度をフルモデルチェンジしてもいいのではないかなとも少し感じてはいるんですけれども、それで、先ほどのむつ市の緑の基本計画の緑化重点地区の話も居住誘導区域をイコールにしてやっていると。さらに、空家等対策計画、これについても居住誘導区域について空き家活用の促進区域にすると。そういう位置づけはしているので、今その空家法関係の促進区域の制度が何か出てきそうなので、そうすると、立地適正化計画と連動して動けそうな気配があると。景観計画も当市の都市の魅力向上を図る区域として居住誘導区域を頑張ろうとしている、そういう状況です。

ということで、いろいろな計画と立地適正化計画が互いに連動し始めているので、この立地適正化計画というのはすごくいい計画だなと最近思い始めているところです。さらに、その立地適正化計画を軸として、都市計画区域外の町村、そういった町村ともむつ市は今連携をし始めています。ですので、都市と地域を1つの都市圏としたまちづくりとして考えていきたいと思っています。

近年、職員が減少していて、1人当たりの仕事量がすごく多くなっています。それで似たような仕事は減らさなければいけないと思っています。計画ものの冒頭というのは、大体どれも同じような内容になっているので、横展開、横連携を考えていけば、1つの計画を作成するときにはいろいろな法令による役割を持たせてあげると、一気に物事が連携し始めるのではないかなとも感じているところです。総合計画を最上位に位置づけながら、各

所管で個別に計画をつくっているんです、実はなかなかこの横連携が少ない。その各計画を見てみると、記載内容も非常に弱くて、やるのかやらないのかはっきりしない状況が見受けられると。ですので、実施計画との連携が少ないからそういうことになっているのではないかと、結局、我々のような小さな都市でも縦割り行政の状況であります。

国土交通省からちよくちよく何々法の何々計画を策定しないのですかという調査ものが来るんですけど、それを受けて、私、密かにこのバリアフリー法に基づくバリアフリーマスタープランを今作成し始めているのです。それで、その居住誘導区域を移動等円滑化促進地区にしようかなともたくらんでいるところです。

そして、バリアフリーのことを考えると、SDGsとか、インクルーシブとか、そして結局ユニバーサルデザインにたどり着いていくんですけど、なのでひょっとしたら、立地適正化計画にバリアフリーとかユニバーサルデザインのことを書いていってもいいのではないかなと思っています。例えば、ほかにも事前復興まちづくり計画とか、流域まちづくりとか、いろいろなことを書いてもいいのではないかな。大まかな方針でも十分かと思えますけれども、ネイチャーポジティブとか、それだけ立地適正化計画をきっかけとして様々な計画に関わることができると思っています。

すごいところが、この立地適正化計画には、さらにアクションプランとして都市再生整備計画だったり都市計画事業があるので、そこが目的と目標、計画と実行が備わっているところだと思っています。いろいろな市で立地適正化計画、最近では自由にカスタマイズしているところもありますし、立地適正化計画やいろいろな計画を含んだ新しい都市マスというのがすごく大事なのではないかとと思っています。

何が言いたいかといいますと、様々なことに立地適正化計画を使いながら、都市計画が関わることで、都市計画というのは大切なことなのだなというのを市民の皆さんに気づいてもらえるかどうか。そこが一番重要なところなのではないかと感じています。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。立地適正化計画を軸にいろいろな展開があるのでないかという御指摘ですね。現場の感覚として頂きました。ありがとうございます。

一通り委員の方から御意見を頂いて、私も、皆様とかぶらないところで、3点というのか、結局1点になるのかも分からないんですけども、コメントをしたいと思います。

参考資料を開けていただいて、参考資料の例えば8ページとかなんですけども、1つ目は、最近いろいろな自治体さんで立地適正化計画を見直しますというタイミングになっ

てきたりして、そのときに結構あるのが、居住誘導区域を前に決めたんですけども、そこにあるバスとかが撤退してしまいましたとか、路線が、本数が減りましたので、基準を満たさなくなったので縮小しますみたいな話というのが出てきているんですよね。8ページはそういう問題があったり、あと10ページ、コロナで中心市街地まで行かなくなって、これは15分都市圏みたいな形で、自宅周辺でいろいろなことをやるようになった。東京大都市圏がその割合が高いんですけども、そういう動向が出てきていて、立地適正化計画を見直すときに、結構危機感を感じているというのが正直なところですよ。

特にその公共交通を軸にコンパクト・プラス・ネットワークで、ネットワークを軸にしてやりましょうと言っているところのネットワークの足腰が非常に弱くなっているということなのですが、その辺りの危機感みたいなものがもう少し前面に出てもいいのではないかと印象を持っています。

何となく、現状からもう少し高質化・多様化しましょうという書き方なんですけれども、そうではなくて、最低限の生活防衛みたいな、そういうニュアンスですよ。そういう感覚で捉えられている自治体さんというのも結構多いのではないかと思うので、その辺りの最初の書きぶり。それに併せて、投資というか、公共交通へのサポートとかが海外に比べて日本の自治体からは非常に弱い状況なので、公共交通をしっかりサポートしていかないと都市構造として成り立たなくなるという、そういう危機感みたいなものがもう少し個人的には感じているというところですよ。印象みたいな話で申し訳ないのですが、それが1点目です。

2点目は、後ろのほうのデータを活用したまちづくりです。骨子の14ページとかになるところなのですが、ここに書かれていること自体に異論はないんですけども、例えば、そのスマートシティでデジタルでみんな転換して、1週間前の日経新聞の1面に載っていたものを見ると、デジタル利益というか、利潤というか、それがかなり海外に流れてしまっているんですよね。要するに、みんなスマートシティだと言ってそっちに行くんですけども、結局日本の実空間が干上がっているだけになっているという構造になっていて、これはこの委員会ではなくて、アセットの委員会で発言をさせていただいたような気がするんですけども、ただ単にスマートシティだという、もちろん推進したらいいんですけども、スマートシティをやりながら、その中でどうやってそのデジタルの情報をうまく使いながら実空間に人に来てもらうかという、そっちのリンクですよ。コンパクト・プラス・ネットワークとスマートシティのリンクみたいな話をきちんとやったほうがいいので

はないかという議論をした覚えがあります。この委員会ではなかったかなと思うんですけども。そういう意味で、そういう記述、スリーマグネットでデジタルと、それからリアルと、その両方を併せたハイブリッド空間みたいな議論をした覚えがあるんですけども、その両方セットでうまくマネジメントしていくという発想が必要なのかなというのが2点目です。

3点目は、それら両者、今コメントをさせていただいた両者なんですけれども、それは結局、ハイブリッドをうまくやりましょうというのは、最初のコンパクト・プラス・ネットワークの実空間に関わることなんですけれども、今回のこの中間とりまとめというか、今回皆様に議論いただいたこの委員会のこの内容自体が、僕は今まで出させていただいた委員会に比較してすごく多岐にわたっていて、いろいろな要素を含んでいるんですけども、そういう意味で、このとりまとめ骨子の中の横串ですよね。それをぜひ刺していただきたいと思っています。

たまたま僕が今申し上げたのは、スマートシティの部分とコンパクト・プラス・ネットワークの部分の話だったんですけども、そこは、今のようなお話で横串を刺せていけるような部分かなというのがあって、1個1個ばらばらな話題のように見えるんですけども、そうではなくて、都市全体をどうしたらパワーアップできるか、改善できるか、よくできるかという方向性の中で、相互に関連しているという書きぶり、大体そういうふうに書いていただいているのですが、少し工夫していただくとよくなるところもあるかなと思いました。

ということで、いかがいたしましょうか、まだ少し時間がございますので、言い忘れたこととか、ほかの委員のお話を聞いてこれも言っておいたほうがいいということがございましたら追加で伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。オンラインの方もいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、一旦事務局にお返しして、それでまた何かあればこちらから御意見を頂きたいと思います。お願いいたします。結構たくさんあったので、すみません。

【鈴木都市計画課長】 どうもありがとうございました。都市計画課長の鈴木でございます。先生方から本当に熱心に多岐にわたる御意見を頂戴しました。

幾つか頂いたものについて、基本的に、例えば用語の適正化だったり、ここが足りていないので補うべきだというようなところは、しっかり対応をさせていただきたいと思います。その上で、幾つか我々のほうで、実はこの記述としてはこういうことを考えていまし

たというようなことも含めて申し上げたいと思います。

森林に関して幾つか御意見を賜りまして、個々の先生方のお名前は重複するところもありますので、恐縮ですが省略をさせていただきますけれども、森林に都市がどう貢献するかというところで、その具体的な方法論みたいなどころ、例えば、1つは、木材を使ったらというような御示唆も頂いたんですけれども、ここのところ、我々のほうも何がうまくできるかというところを今いろいろな形で今後中身も含めて考えていきたいと思っておりますので、次にお示しの機会がまたありますので、そのときにどこまでのことをどのぐらいまで書けるかというところは、しっかりと考えさせていただきたいと思います。

災害防止の関係で、立地適正化計画の範囲改定の重要性というところも御指摘を頂きまして、この辺りもしっかり対応させていただきたいと思っております。

「密度の経済性」が少し唐突に出てきているというところで、これは、最後、委員長がおっしゃっていただいた、我々としては、要は負のスパイラルに陥らないようにということで、生活サービスと住民の人口密度との関係で、どちらかが減るとどちらかも減ってというようなことにならぬようにという点について、危機感を表現したかったものなんですけれども、少し言葉に丁寧さが不足していたかということもあったかと思っておりますので、しっかりと対応をさせていただきたいと思います。

計画、交通との関係でどういうふうに持っていくかというところ、これは何より実効性が重要と考えておまして、実は今回、令和5年度向けの予算、今まさに国会で審議していただいておりますけれども、この予算案の中では、都市局としても公共交通部局と一緒にこの計画連動に向けた予算というのを出させていただいております。予算としてお認めいただくことが前提ですが、この（予算）制度の効果も見ながら、また今後何ができるかというところも考えていくのかなと思ってございます。

それから、広域調整の関係で、もう少し具体的なサブシステムに触れても良いのではとのお話もございました。この辺りもどういった形で踏み込めるか、しっかりと考えてみたいと思っております。

森林と都市との関係では、原案を作らせていただいたほうの思いとしては、もちろん公共の側でしっかりと対応することが前提だというお話もあって、そのとおりにかなと思っておりますが、これからの時代、ESG投資等も今後は更に本格化してくる流れの中で、多様なプレイヤーがどうやって投資をしていただくかという、そういった観点もできるだけ盛り込みたいとの思いがあったものですから、その辺のバランスも考えて工夫をさせていた

だきたいと思っております。

多様化・高質化というのが少し突然だよねというところ、ここは丁寧に表現させていただきたいと思います。

それから、緑の多面的機能のところ、これはスマホの例も挙げていただいたんですけども、いろいろな機能がきちんと備わっていること、それぞれ1個1個はピカピカでなくても、その総合性をどう評価するかというのは、例えば認証制度を考える上で、都市政策からの観点としても非常に有益と思っておりますので、貴重な御意見として、ぜひ何らかうまく反映できないかということで、検討をさせていただければと思っております。

また、アジリティの部分です。最後のほうにも少しは書かせていただいておりますけれども、我々なりに、取っかかりのところ、DXの回で概念図だったり事例とかをお示しをさせていただいたんですけども、ICTとの相性も非常にいいですし、この概念をどう深めていくかというのは、しっかり検討していきたいと思っております。

それから、最後、「都市」という言葉が概念整理されてなく使われているのではないかという点については、我々の反省もありまして、今G7のいろいろな打合せの中で「都市というものは」というところがよくいろいろな場面で出てくるものですから、少し言い訳がましくなるんですけども、そこに引っ張られてしまったなというところもございます。確かに施策の対象だったり、主体であったり、あるいは規模の問題であったり、こういったことが少し分かるようにというのには、少し記述も工夫をさせていただきたいと思っております。

あと、山から海までということで、むつ市の事例もおっしゃっていただきましたけれども、これも都市の緑のことなども含めて考える中で、勇気づけられる御紹介だったなと思います。併せて、立地適正化計画のいろいろな可能性ということも頂戴をしましたので、この辺りはどこまで踏み込めるか、しっかり検討をしていきたいと思っております。

最後、委員長から頂いた危機感のところ、ここは「密度の経済」というのが言葉足らずだったところはあるのかなと思いますけれども、もう少し伝わるような形でしっかり書かせていただきたいと思います。

取りあえず私からは以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。盛りだくさん過ぎて、一気にお答えいただくのは大変だったかと思っておりますけれども、引き続き修正をお願いしたいと思います。

まだ時間がございます。いかがでしょうか、先生方、オンラインの、皆さん。

【〇〇臨時委員】 どうもありがとうございました。最後に、今、課長のほうからお話にあった、G7を見据えての都市の定義という話でございますけれども、これは今さら釈迦に説法かと思えますけれども、西欧流の二元論的な世界の中にあっては、それこそハーワードの時代から、都市というのは田園と排他的に存在するものであると。だからこそそのハーワードの田園都市論というのは、土地と田園の結婚というような表現を取ってきているわけです。

ところが、日本を含む、もしかしたら日本以上にアジアと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、田園と都市というのは、排他的ではない存在としてずっと発展してきたのだと思うのです。御承知のとおり、例えば江戸のまちというのは、もう18世紀には100万を超えて世界最大の都市になりながら、同時にその朱引線の内側の4割近くが農地だったといったような、そういう空間構成であり、そしてまたその機能的な特性をもって成立してきたと。そして、先ほどのむつ市さんの今お取組をされていらっしゃる話なども、まさにそれが今の日本の都市の中にあっても、具体の施策の中にも展開してきているところだと思うのです。ですので、少し大きな話になってしまうかもしれませんが、そのG7の場等でも新しいその都市の定義の在り方ということは、日本から積極的に発信してもよいのではないかと私は思います。

そしてまた、実は今、私の専門もそうなのですが、ヨーロッパの都市に行っても、北米の都市に行っても、積極的に食料を自給しようということを真剣に考えていると。先ほどシンガポールに行ってきたと言いましたけれども、シンガポールは30 by 30をいろいろな意味で使っていて、その中の1つが、2030年までに食料自給率30%という形であの言葉を使っているのです。実際にそれこそビルの屋上の緑化みたいなところも、全部これからはエディブルで行くのだということを政府が大号令をかけて、それでシンガポール国立大の人も、多分もうその方向で行っちゃうと思うよみたいなことはこの間言っていましたけれども、そういう時代になってきている中で、従来からの二元論的な排他的な世界ではなく、両者が一体となるような都市像というのが、実は日本以外のところでも非常に今求められているというところなどは、時代を先取りする話として積極的に発信していてもよいのではないかと考えております。

以上です。

【委員長】 重要な御指摘をどうもありがとうございます。

まだ時間は大丈夫ですか。ほかはよろしいですか。いらっしゃいませんか。

それでは、大体時間になりましたので、事務局にお返ししたいと思います。

いろいろな御意見をどうもありがとうございました。

【四辻企画専門官】 委員長、先生方、どうもありがとうございました。

今回は第24回ということで、3月22日、水曜日の13時から15時という時間で、会場の都合で、省内ではありますが、別の会議室を手配させていただいております。詳細は事務連絡で御連絡させていただきますので、お間違えのないようお願いいたします。

本日頂いた御意見を踏まえまして、今回は中間とりまとめ（案）という形で、文章の形で御議論いただくことを予定してございます。

本日の会議の議事録につきましては、後日、各委員等の皆様に送付をさせていただき、御了解いただいた上で公開をさせていただく予定でございます。

それでは、以上をもちまして、第23回都市計画基本問題小委員会を終了させていただきます。長時間にわたり御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —